

# 軸発電装置に関する事項

## 改正要領

鋼船規則検査要領 H 編

## 改正事項

軸発電装置に関する事項

## 改正理由

SOLAS 条約第 II-1 章第 41.5 規則では、1998 年 7 月 1 日以降起工された船舶に対し、主電源供給の連続性に関する規定として、2 台以上の発電装置を有する船舶において、運転中の発電装置 1 台が停止した場合に残りの発電装置が速やかに起動し、必要な電気設備へ給電ができることを要求している。

本会規則においては、上記規定に従い、発電装置として軸発電装置及びディーゼル発電装置を各 1 台ずつ備える船舶に対し主電源供給の連続性を要求しており、また、国際航海に従事する船舶に対しデッドシップから復帰するための設備も併せて要求している。それらの要件を満足するべく、運航中にディーゼル発電装置が故障した際に、待機中の軸発電装置からの給電ができるようにするとともに、デッドシップからの速やかな復帰のため、主機を無電源状態から始動できる追加のディーゼル発電装置等の設備を備える必要がある。

しかしながら、航路を制限される船舶等のデッドシップからの復帰の要件が免除される船舶については、主電源供給の連続性に関する要件のみ適用されることとなる。そのため、当該船舶であって運航中にディーゼル発電装置 1 台で給電する船舶においては、待機中の軸発電装置を起動するために追加のディーゼル発電装置等の設備が必要となるが、軸発電装置 1 台で給電する場合においては、当該発電装置が停止した際に待機中のディーゼル発電装置によって主電源供給の連続性を維持することができる。

今般、追加の設備要件が合理的なものとなるよう、関連規定を改めた。

## 改正内容

主発電装置のうち 1 台として軸発電装置を備える船舶において、運航中に軸発電装置から給電する船舶については、追加のディーゼル発電装置等の設備が必要ない旨関連規定を改めた。